

報告第16号

道路の管理に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年11月4日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月5日

一関市長 勝 部 修

- 1 損害賠償の額 226,000円

- 2 相手方 一関市東山町
個人

- 3 事故の概要
令和2年8月13日午前7時25分頃、東山町松川字野平地内において、相手方車両が市道松川駅・館下線を走行中、折れた樹木の枝が車道に落下し、屋根及びフロントガラスなどを破損させる損害を与えた。

- 4 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月8日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 3,476円

2 相手方 一関市千厩町
個人

3 事故の概要

令和2年9月1日午前6時45分頃、室根町折壁字天神下地内において、相手方が自転車で市道大畑天神線を走行中、横断側溝を通過する際、表裏を反転して設置されていた鋼製の側溝蓋に前輪が挟まり、タイヤを破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント